

# 令和八年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令案について

令和 8 年 3 月  
自治財政局交付税課

## 1. 概要

令和 8 年 4 月 2 日に地方特例交付金の 4 月概算交付を予定しているが、それまでに令和 8 年度本予算が成立しないことが見込まれ、暫定予算が編成されることから、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律 号）第 4 条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成 11 年法律第 17 号）第 5 条第 2 項の規定に基づいて、令和 8 年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令を制定するもの。

## 2. 省令案の具体的な内容

4 月概算交付額の算式を以下のとおり規定するもの。

4 月概算交付額は、令和 7 年度分の住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の額に 0.4698692439 を乗じた額に、以下の地方公共団体の区分に応じて、以下の算式によって算定した額を加算した額とする。

（都道府県分）

算式

$$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

算式の符号

A：当該都道府県の軽油引取税の令和 7 年度の基準税額

B：当該都道府県の自動車税の環境性能割の令和 7 年度の基準税額

C：当該都道府県の地方揮発油譲与税の令和 7 年度の基準税額

$\alpha$ ：0.3182625836

$\beta$ ：0.6803233717

$\gamma$ ：0.0696931429

（指定市分）

算式

$$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma + D \times \delta$$

算式の符号

A：当該指定市の軽自動車税の環境性能割の令和 7 年度の基準税額

B：当該指定市の軽油引取税交付金の令和 7 年度の基準額

C：当該指定市の環境性能割交付金の令和 7 年度の基準額

D：当該指定市の地方揮発油譲与税の令和 7 年度の基準税額

$\alpha$ ：0.5823979095

$\beta$ ：0.3182625836

$\gamma$ ：0.6803233717

$\delta : 0.0696931429$

(指定市以外の市町村分)

算式

$$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

算式の符号

A : 当該市町村の軽自動車税の環境性能割の令和7年度の基準税額

B : 当該市町村の環境性能割交付金の令和7年度の基準額

C : 当該市町村の地方揮発油譲与税の令和7年度の基準税額

$\alpha : 0.5823979095$

$\beta : 0.6803233717$

$\gamma : 0.0696931429$

(特別区分)

算式

$$A \times \alpha \times \alpha' + B \times \beta \times \beta' + C \times \gamma \times \gamma'$$

算式の符号

A : 特別区の軽自動車税の環境性能割の令和7年度の基準税額

B : 特別区の環境性能割交付金の令和7年度の基準額

C : 特別区の地方揮発油譲与税の令和7年度の基準税額

$\alpha$  : 特別区ごとに省令別表第1に定める率

$\alpha' : 0.5823979095$

$\beta$  : 特別区ごとに省令別表第2に定める率

$\beta' : 0.6803233717$

$\gamma$  : 特別区ごとに省令別表第3に定める率

$\gamma' : 0.0696931429$

4月概算交付額として算定した総額と暫定予算計上額との間に差額が生じる場合には、交付額が最も大きい市町村の額に加算又は減額する。

### 3. 施行期日

公布の日（令和8年4月1日を予定）